

転出に伴う手続き一覧

手続きの種類	いつまでに	必要なもの	担当窓口
転出届	転出予定日までに	・届出人の印鑑 ・本人確認書類(運転免許証、保険証等) 代理人の場合は委任状	矢巾町役場1F 住民課総合窓口係
印鑑登録	転出予定日までに	「印鑑登録証」を返却してください。	矢巾町役場1F 住民課総合窓口係
外国人登録 (居住地変更)	新住所地で外国人登録証・パスポートをもって、居住地変更の手続きをしてください。 矢巾町での手続きはありません。		-
国民健康保険加入者	転出予定日までに	国民健康保険証を返却してください。 未納の保険料がある場合は、精算を済ませてください。	矢巾町役場1F 住民課国保年金係
国民年金加入者	新住所地で年金手帳を持って、住所変更の手続きを行ってください。 矢巾町での手続きはありません。		-
各種年金受給者	転出した日から14日以内	「住所変更届」のハガキを新住所地を管轄する年金事務所に郵送してください。(ハガキは新住所地の役所窓口でもらえます)	新住所地を管轄する年金事務所
後期高齢医療	転出予定日までに	・健康保険証 ・限度額認定証(交付を受けている方)	矢巾町役場1F 住民課国保年金係
妊産婦医療助成	転出予定日までに	・該当する医療費受給者証 ・届出人の印鑑	矢巾町役場1F 住民課国保年金係
乳幼児医療助成			
ひとり親家庭医療助成			
寡婦医療助成			
重度身体障害者医療助成			
子ども手当	転出予定日までに	・届出人の印鑑 児童扶養手当受給者の場合は、児童扶養手当証書	矢巾町役場1F 住民課児童係
児童扶養手当			
介護保険受給者	転出予定日までに	・介護保険被保険者証(要介護認定を受けている方のみ) 受給資格証明書を交付しますので、新住所地で手続きを行ってください。	さわやかハウス 生きがい推進課介護保険係
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	新住所地でお持ちの手帳を持って、住所変更の手続きを行ってください。 矢巾町での手続きはありません。		-
妊産婦・乳幼児健診	新住所地で母子健康手帳を持って、転入手続きを行ってください。 矢巾町での手続きはありません。		-
小中学校の転校手続き	転出予定日までに	転出の手続きが完了後、在学中の学校から「在学証明書」「教科用図書給与証明書」等の書類を受け取り、その書類をもって新住所地で転入学の手続きを行ってください。	矢巾町役場2F 矢巾町教育委員会学務課 町内小中学校
飼犬登録変更	新住所地で鑑札を持って転入の手続きを行ってください。 矢巾町での手続きはありません。		-
水道・下水道	転出予定日までに	閉栓の手続きを行ってください。 なお、電話による受付も行っていますので、なるべく早めにご手続きを行ってください。	矢巾町役場1F 上下水道課業務係
125cc以下のバイク (原動機付自転車)	転出予定日までに	・標識交付証明書 ・ナンバープレート ・届出人の印鑑 廃車証明書を交付しますので、新住所地で登録手続きを行ってください。	矢巾町役場1F 税務課賦課係
250cc以下のバイク 軽自動車	新住所地を管轄する陸運支局で住所変更の手続きを行ってください。		新住所地を管轄する 軽自動車協会
251cc以上のバイク 自動車	新住所地を管轄する軽自動車協会で住所変更の手続きを行ってください。		新住所地を管轄する 陸運支局

個々のケースによっては必要なものが異なる場合がありますのでご了承ください。

制度内容の詳細および該当事例等については、担当窓口にお尋ねください。